

第6節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

ア 市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

市町村計画の策定にあたり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要になった場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行い、関係市町村間の調整が整わない場合は、県が助言等により必要に応じて広域調整を行います。

また、県を超えた市町村間で広域調整が必要になる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する都道府県との間で調整を行います。

イ 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、あらかじめ県に協議を行う必要があります。

県は、県計画に定める当該利用定員に係る特定教育・保育施設が所在する設定区域における教育・保育の提供体制の確保の内容を踏まえ、市町村からの協議内容を審査の上、その結果を当該市町村に通知します。